

生食発 0703 第 1 号
平成 30 年 7 月 3 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 82 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 257 号）が本日公布、告示され、これにより食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第 1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、プロピコナゾールを省令別表第 1 に追加したこと。

2 規格基準告示関係

- (1) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準告示に規定する、農薬アミノシクロピラクロル、農薬エトフェンプロックス、農薬キャプタン、動物用医薬品ジョサマイシン、動物用医薬品スペクチノマイシン、農薬フェンブ

コナゾール、動物用医薬品プレドニゾロン及び農薬プロピコナゾールについて、食品中の残留基準値を設定したこと（別紙参照）。

- (2) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、食品添加物としてのプロピコナゾールの成分規格を設定し、それに伴う所要の改正を行ったこと。また、同項の規定に基づき、プロピコナゾールの使用基準を設定したこと。

第 2 施行日及び適用日

1 省令関係

公布日から施行するものであること。

2 規格基準告示関係

告示日から適用すること。ただし、下表の農薬等ごとに掲げる食品の残留基準値については、告示日から 6 月以内に限り、なお従前の例によること。

農薬等	食品
エトフェンプロックス	小豆類、さといも類、やまいも、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、キャベツ、わけぎ、すいか、メロン類果実、まくわうり、みかん、もも、くり、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分及び乳
キャプタン	米、とうもろこし、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、ピーマン、その他のなす科野菜、きゅうり、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、み

	かん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、日本なし、西洋なし、びわ、もも、いちご、ブラックベリー、クランベリー、その他のベリー類果実、バナナ、キウイ、アボカド、パイナップル、グアバ、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、くるみ、その他のナッツ類、その他のスパイス（根又は根茎に限る。）、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵
ジョサマイシン	豚の筋肉、豚の脂肪、豚の肝臓、豚の腎臓、豚の食用部分、鶏の筋肉、鶏の脂肪、鶏の肝臓、鶏の腎臓、鶏の食用部分、魚介類（すずき目魚類に限る。）
スペクチノマイシン	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、魚介類（貝類に限る。）、魚介類（甲殻類に限る。）及びその他の魚介類
フェンブコナゾール	ペカン、牛の筋肉、牛の脂肪、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵
プロピコナゾール	とうもろこし、ばれいしょ、かんしょ、さとうきび、だいこん類の根、かぶ類の根、西洋わさび、キャベツ、芽キャベツ、カリフラワー、ブロッコリー、チコリ、ピーマン、なす、きゅうり、かぼちゃ、すいか、メロン類果実、その他のうり科野菜、みかん、日本なし、西洋なし、マルメロ、すもも（果梗を含む。）、キウイ、パイナップル、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、綿実、なたね、ペカン、コーヒー豆及びホップ

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、ジョサマイシン及びスペクチノマイシンについては、規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、当該物質を含有するものであってはならない。
- (2) 今回残留基準値を設定するアミノシクロピラクロルとは、アミノシクロピラクロルのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (3) 今回残留基準値を設定するエトフェンプロックスとは、エトフェンプロックスのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (4) 「干しぶどう」に設定されているエトフェンプロックスの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除としている。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (5) 今回残留基準値を設定するキャプタンとは、キャプタンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (6) その他のスパイスに設定されているキャプタンの残留基準値については、これらの基準を統合して「その他のスパイス（根又は根茎に限る。）」として残留基準値を設定する。
- (7) 今回残留基準値を設定するジョサマイシンとは、ジョサマイシンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (8) 今回残留基準値を設定するスペクチノマイシンとは、スペクチノマイシンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (9) 「羊の筋肉」及び「その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊を除く。）の筋肉」に設定されているスペクチノマイシンの残留基準値については、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉」として残留基準値を設定する。
- (10) 「羊の脂肪」及び「その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊を除く。）の脂肪」に設定されているスペクチノマイシンの残留基準値については、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪」として残留基準値を設定する。
- (11) 「羊の肝臓」及び「その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊を除く。）の肝臓」に設定されているスペクチノマイシンの残留基準値については、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓」として残留基準値を設定する。

- (12) 「羊の腎臓」及び「その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊を除く。）の腎臓」に設定されているスペクチノマイシンの残留基準値については、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓」として残留基準値を設定する。
- (13) 今回残留基準値を設定するフェンブコナゾールとは、フェンブコナゾールのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (14) 今回残留基準値を設定するプレドニゾロンとは、プレドニゾロンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (15) 今回残留基準値を設定するプロピコナゾールとは、プロピコナゾールのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

2 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬アミノシクロピラクロルに係る新規農薬登録並びに農薬エトフェンプロックス、農薬キャプタン及び農薬フェンブコナゾールに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

第 4 添加物に関する事項

運用上の注意

1 使用基準関係

- (1) プロピコナゾールの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。
- (2) 今回プロピコナゾールについて使用基準を設定した食品のうち、おうとうについては果梗及び種子を除去した果実全体に、あんず、すもも、ネクタリン及びももについては種子を除去した果実全体に、かんきつ類（みかんを除く。）については果実全体に、それぞれ適用するものとする。

2 食品中の分析法について

プロピコナゾールの食品中の分析法については、平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知を参照されたい。

別紙

アミノシクロピラクロル(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	○ 0.03	
豚の脂肪	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.03	
牛の肝臓	○ 0.3	
豚の肝臓	○ 0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.3	
牛の腎臓	○ 0.3	
豚の腎臓	○ 0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.3	
牛の食用部分	○ 0.3	
豚の食用部分	○ 0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.3	
乳	○ 0.02	

エトフェンプロックス(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.5	0.5
小麦	0.5	0.5
大麦	0.5	0.5
ライ麦	0.5	0.5
とうもろこし	0.3	0.3
その他の穀類	○ 5	3
大豆	0.2	0.2
小豆類	● 0.05	0.2
えんどう	0.05	0.05
そら豆	0.05	0.05
らっかせい	0.05	0.05
その他の豆類	0.05	0.05
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	● 0.03	0.1
かんしょ	0.03	0.03
やまいも（長いものをいう。）	● 0.02	0.1
てんさい	0.3	0.3
さとうきび	0.03	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.2	2

エトフェンプロックス(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 5	10
かぶ類の根	●	2
かぶ類の葉	●	10
はくさい	5	5
キャベツ	● 1	2
芽キャベツ	2	2
ブロッコリー	10	10
その他のあぶらな科野菜	1	1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	2	2
その他のきく科野菜	2	2
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
わけぎ	●	2
みつば	5	5
その他のせり科野菜	2	2
トマト	2	2
ピーマン	5	5
なす	2	2
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	1	1
すいか	● 0.03	2
メロン類果実	● 0.2	2
まくわうり	●	2
その他のうり科野菜	1	1
オクラ	3	3
しょうが	○ 3	2
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	○ 3	2
えだまめ	3	3
その他の野菜	10	10
みかん	● 0.2	2
なつみかんの果実全体	3	3
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2

エトフェンプロックス(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
もも	● 0.1	2
ネクタリン	0.6	0.6
ぶどう	4	4
かき	2	2
マンゴー	5	5
なたね	0.01	0.01
くり	● 0.05	2
茶	10	10
その他のスパイス	20	20
その他のハーブ	0.7	0.7
牛の筋肉	● 0.2	0.5
豚の筋肉	● 0.2	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.2	0.5
牛の脂肪	● 6	7
豚の脂肪	● 6	7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 6	7
牛の肝臓	● 0.3	0.5
豚の肝臓	● 0.3	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.3	0.5
牛の腎臓	● 0.4	0.5
豚の腎臓	● 0.4	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.4	0.5
牛の食用部分	● 0.4	0.5
豚の食用部分	● 0.4	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.4	0.5
乳	● 0.4	0.5
鶏の筋肉	○ 0.02	0.01
その他の家きんの筋肉	○ 0.02	0.01
鶏の脂肪	1	1
その他の家きんの脂肪	1	1
鶏の肝臓	○ 0.07	0.06
その他の家きんの肝臓	○ 0.07	0.06
鶏の腎臓	○ 0.07	0.06
その他の家きんの腎臓	○ 0.07	0.06
鶏の食用部分	○ 0.07	0.06
その他の家きんの食用部分	○ 0.07	0.06
鶏の卵	0.4	0.4
その他の家きんの卵	0.4	0.4
魚介類	0.8	0.8

エトフェンプロックス(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
干しぶどう		8

キャプタン(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	●	5
小麦	○ 2	
とうもろこし	● 0.01	10
大豆	● 0.01	5
小豆類	● 1	5
えんどう	● 0.01	5
そら豆	● 0.01	5
らっかせい	● 0.01	5
その他の豆類	● 0.01	5
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	●	5
かんしょ	●	5
やまいも（長いものをいう。）	●	5
こんにゃくいも	●	5
その他のいも類	●	5
てんさい	●	5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.01	5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 0.01	5
かぶ類の根	● 0.01	5
かぶ類の葉	● 0.01	5
西洋わさび	● 0.05	5
クレソン	● 0.01	5
はくさい	● 2	5
キャベツ	● 0.01	5
芽キャベツ	● 0.01	5
ケール	● 0.01	5
こまつな	● 0.01	5
きょうな	● 0.01	5
チンゲンサイ	● 0.01	5
カリフラワー	● 0.01	5
ブロッコリー	● 0.01	5
その他のあぶらな科野菜	● 0.01	5
ごぼう	● 0.02	5

キャプタン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
サルシフィー	● 0.01	5
アーティチョーク	● 0.01	5
チコリ	● 0.01	5
エンダイブ	● 0.01	5
しゅんぎく	● 0.01	5
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	● 1	5
その他のきく科野菜	● 0.05	5
たまねぎ	● 0.3	5
ねぎ (リーキを含む。)	● 2	5
にんにく	● 0.01	5
にら	● 0.01	5
アスパラガス	● 0.01	5
わけぎ	● 0.01	5
その他のゆり科野菜	5	5
にんじん	● 0.01	5
パースニップ	● 0.01	5
パセリ	● 0.01	5
セロリ	● 0.01	5
みつば	● 0.01	5
その他のせり科野菜	● 0.01	5
トマト	○ 5	5.0
ピーマン	● 0.02	5
なす	○ 5	5.0
その他のなす科野菜	● 0.05	5
きゅうり (ガーキンを含む。)	● 3	5.0
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	5	5
しろうり	● 0.2	5
すいか	● 0.05	5
メロン類果実	● 0.02	5
まくわうり	● 0.01	5
その他のうり科野菜	● 0.01	5
ほうれんそう	○ 15	5
たけのこ	● 0.01	5
オクラ	● 0.01	5
しょうが	● 0.3	5
未成熟えんどう	● 0.01	5
未成熟いんげん	● 0.01	5
えだまめ	● 0.01	5
マッシュルーム	●	5
しいたけ	●	5

キャプタン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のきのこ類	●	5
その他の野菜	● 0.01	5
みかん	●	5
なつみかんの果実全体	●	5
レモン	●	5
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	●	5
グレープフルーツ	●	5
ライム	●	5
その他のかんきつ類果実	●	5
りんご	○ 15	5.0
日本なし	● 15	25
西洋なし	● 15	25
マルメロ	○ 15	5
びわ	●	5
もも	● 0.01	15
ネクタリン	3	3
あんず (アプリコットを含む。)	5	5
すもも (プルーンを含む。)	○ 10	5
うめ	5	5
おうとう (チェリーを含む。)	○ 25	5
いちご	● 15	20
ラズベリー	20	20
ブラックベリー	● 0.01	20
ブルーベリー	20	20
クランベリー	● 0.01	20
ハuckleベリー	20	20
その他のベリー類果実	● 0.01	20
ぶどう	○ 25	5
かき	5	5
バナナ	●	5
キウイ	●	5
パパイア	5	5
アボカド	●	5
パイナップル	● 0.7	5
グアバ	●	5
マンゴー	5	5
パッションフルーツ	●	5
なつめやし	●	5
その他の果実	●	5
ひまわりの種子	●	5

キャプタン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ごまの種子	●	5
べにばなの種子	●	5
綿実	●	5
なたね	●	5
その他のオイルシード	●	5
ぎんなん	●	5
くり	●	5
ペカン	●	5
アーモンド	0.3	0.3
くるみ	●	5
その他のナッツ類	●	5
その他のスパイス		5
その他のスパイス (根又は根茎に限る。)	● 0.05	
その他のハーブ	● 0.05	5
牛の筋肉	●	0.05
豚の筋肉	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	●	0.05
牛の脂肪	●	0.05
豚の脂肪	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.05
牛の肝臓	●	0.05
豚の肝臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.05
牛の腎臓	●	0.05
豚の腎臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.05
牛の食用部分	●	0.05
豚の食用部分	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.05
乳		0.01
鶏の筋肉	●	0.02
その他の家きんの筋肉	●	0.02
鶏の脂肪	●	0.02
その他の家きんの脂肪	●	0.02
鶏の肝臓	●	0.02
その他の家きんの肝臓	●	0.02
鶏の腎臓	●	0.02
その他の家きんの腎臓	●	0.02
鶏の食用部分	●	0.02
その他の家きんの食用部分	●	0.02

キャプタン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の卵	●	0.02
その他の家きんの卵	●	0.02
干しぶどう	○ 50	

ジョサマイシン(抗生物質)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	●	0.04
豚の脂肪	●	0.04
豚の肝臓	●	0.04
豚の腎臓	●	0.04
豚の食用部分	●	0.3
鶏の筋肉	●	0.04
鶏の脂肪	●	0.04
鶏の肝臓	●	0.04
鶏の腎臓	●	0.04
鶏の食用部分	●	0.3
魚介類 (すずき目魚類に限る。)	●	0.05

スペクチノマイシン(抗生物質)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.5	0.5
豚の筋肉	0.5	0.5
羊の筋肉		0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 (羊を除く。) の筋肉		0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.5	
牛の脂肪	○ 2	2.0
豚の脂肪	○ 2	2.0
羊の脂肪		2.0
その他の陸棲哺乳類に属する動物 (羊を除く。) の脂肪		0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 2	
牛の肝臓	○ 2	2.0
豚の肝臓	○ 2	2.0
羊の肝臓		2.0
その他の陸棲哺乳類に属する動物 (羊を除く。) の肝臓		1

スペクチノマイシン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 2	
牛の腎臓	○ 5	5.0
豚の腎臓	○ 5	5.0
羊の腎臓		5.0
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊を除く。）の腎臓		1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 5	
牛の食用部分	○ 5	1
豚の食用部分	○ 5	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 5	1
乳	0.2	0.2
鶏の筋肉	0.5	0.5
その他の家きんの筋肉	0.5	0.5
鶏の脂肪	○ 2	2.0
その他の家きんの脂肪	○ 2	0.3
鶏の肝臓	○ 2	2.0
その他の家きんの肝臓	○ 2	0.7
鶏の腎臓	○ 5	5.0
その他の家きんの腎臓	○ 5	2
鶏の食用部分	○ 5	0.4
その他の家きんの食用部分	○ 5	0.6
鶏の卵	○ 2	2.0
その他の家きんの卵	2	2
魚介類（さけ目魚類に限る。）	●	0.3
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	●	0.3
魚介類（すずき目魚類に限る。）	●	0.3
魚介類（その他の魚類に限る。）	●	0.3
魚介類（貝類に限る。）	●	0.3
魚介類（甲殻類に限る。）	●	0.3
その他の魚介類	●	0.3

フェンブコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.1	0.1
大麦	0.2	0.2
ライ麦	0.1	0.1
大豆	0.2	0.2
らっかせい	0.1	0.1

フェンブコナゾール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
メロン類果実	0.2	0.2
まくわうり	0.2	0.2
みかん	1	1
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	1	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
りんご	1	1
日本なし	0.7	0.7
西洋なし	0.7	0.7
マルメロ	○ 0.5	0.1
びわ	0.1	0.1
もも	0.5	0.5
ネクタリン	1	1
あんず（アプリコットを含む。）	0.5	0.5
すもも（プルーンを含む。）	1	1
うめ	2	2
おうとう（チェリーを含む。）	1	1
ブルーベリー	○ 0.7	0.3
クランベリー	○ 1	0.5
ハックルベリー	○ 0.5	0.3
その他のベリー類果実	0.3	0.3
ぶどう	3	3
かき	0.7	0.7
バナナ	0.05	0.05
その他の果実	0.01	0.01
ひまわりの種子	0.05	0.05
なたね	0.05	0.05
ぎんなん	0.01	0.01
くり	0.01	0.01
ペカン	● 0.01	0.05
アーモンド	0.05	0.05
くるみ	0.01	0.01
その他のナッツ類	0.01	0.01
茶	10	10
その他のスパイス	1	1
牛の筋肉	● 0.01	0.05
豚の筋肉	0.01	0.01

フェンブコナゾール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	● 0.01	0.05
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	○ 0.1	0.05
豚の肝臓	○ 0.1	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.05
牛の腎臓	○ 0.1	0.05
豚の腎臓	○ 0.1	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.05
牛の食用部分	○ 0.1	0.05
豚の食用部分	○ 0.1	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.05
乳	● 0.01	0.05
鶏の筋肉	● 0.01	0.05
その他の家きんの筋肉	● 0.01	0.05
鶏の脂肪	● 0.01	0.05
その他の家きんの脂肪	● 0.01	0.05
鶏の肝臓	● 0.01	0.05
その他の家きんの肝臓	● 0.01	0.05
鶏の腎臓	● 0.01	0.05
その他の家きんの腎臓	● 0.01	0.05
鶏の食用部分	● 0.01	0.05
その他の家きんの食用部分	● 0.01	0.05
鶏の卵	● 0.01	0.05
その他の家きんの卵	● 0.01	0.05

プレドニゾロン(合成副腎皮質ホルモン)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.004	0.004
豚の筋肉	○ 0.001	0.0007
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.001	0.0007
牛の脂肪	0.004	0.004
豚の脂肪	○ 0.001	0.0007
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.001	0.0007
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	○ 0.001	0.0007

プレドニゾロン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.001	0.0007
牛の腎臓	0.01	0.01
豚の腎臓	○ 0.001	0.0007
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.001	0.0007
牛の食用部分	0.01	0.01
豚の食用部分	○ 0.001	0.0007
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.001	0.0007
乳	○ 0.006	0.0007
鶏の筋肉	○	0.0007
その他の家きんの筋肉	○	0.0007
鶏の脂肪	○	0.0007
その他の家きんの脂肪	○	0.0007
鶏の肝臓	○	0.0007
その他の家きんの肝臓	○	0.0007
鶏の腎臓	○	0.0007
その他の家きんの腎臓	○	0.0007
鶏の食用部分	○	0.0007
その他の家きんの食用部分	○	0.0007
鶏の卵	○	0.0007
その他の家きんの卵	○	0.0007
魚介類（さけ目魚類に限る。）	○	0.0007
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	○	0.0007
魚介類（すずき目魚類に限る。）	○	0.0007
魚介類（その他の魚類に限る。）	○	0.0007
魚介類（貝類に限る。）	○	0.0007
魚介類（甲殻類に限る。）	○	0.0007
その他の魚介類	○	0.0007
はちみつ	○	0.0007

プロピコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.1	0.1
小麦	1	1
大麦	○ 2	1
ライ麦	0.3	0.3
とうもろこし	● 0.2	1
そば	1	1

プロピコナゾール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の穀類	4	4
大豆	2	2
小豆類	0.05	0.05
えんどう	0.05	0.05
そら豆	0.05	0.05
らっかせい	0.2	0.2
その他の豆類	0.05	0.05
ばれいしょ	●	0.05
かんしょ	●	0.05
てんさい	0.3	0.3
さとうきび	● 0.02	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.04	0.05
かぶ類の根	●	0.05
西洋わさび	●	0.05
はくさい	0.05	0.05
キャベツ	●	0.05
芽キャベツ	●	0.05
ケール	0.05	0.05
チンゲンサイ	0.05	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜	0.05	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	0.05	0.05
その他のきく科野菜	5	5
たまねぎ	0.2	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	0.1	0.1
にんにく	0.05	0.05
アスパラガス	0.05	0.05
その他のゆり科野菜	0.2	0.2
にんじん	0.3	0.3
パセリ	13	13
セロリ	5	5
その他のせり科野菜	5	5
トマト	0.05	0.05
ピーマン	●	0.1
なす	●	0.05
きゅうり（ガーキンを含む。）	●	0.05
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	0.05

プロピコナゾール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
すいか	●	0.05
メロン類果実	●	0.05
その他のうり科野菜	●	0.05
ほうれんそう	0.05	0.05
未成熟えんどう	0.05	0.05
未成熟いんげん	0.05	0.05
えだまめ	0.07	0.07
マッシュルーム	0.1	0.1
その他の野菜	5	5
みかん	●	0.05
なつみかんの果実全体	○ 8	0.05
レモン	○ 8	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 8	0.05
グレープフルーツ	○ 8	0.05
ライム	○ 8	0.05
その他のかんきつ類果実	○ 8	0.05
りんご	0.05	0.05
日本なし	●	0.05
西洋なし	●	0.05
マルメロ	●	0.05
もも(果皮を含む。)	○ 4	1
ネクタリン(果梗を含む。)	○ 4	1
あんず(アプリコットを含む。)(果梗を含む。)	○ 4	1
すもも(プルーンを含む。)(果梗を含む。)	● 0.6	1
うめ	1	1
おうとう(チェリーを含む。)	○ 4	1
いちご	1	1
ラズベリー	0.05	0.05
ブラックベリー	0.05	0.05
ブルーベリー	1	1
クランベリー	1	1
その他のベリー類果実	1	1
ぶどう	0.5	0.5
バナナ	0.1	0.1
キウイ	●	0.05
アボカド	0.05	0.05
パイナップル	● 0.02	0.1
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05

プロピコナゾール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
なつめやし	●	0.05
ひまわりの種子	0.05	0.05
ごまの種子	0.05	0.05
綿実	●	0.05
なたね	● 0.02	0.07
その他のオイルシード	0.05	0.05
ペカン	● 0.02	0.05
アーモンド	0.05	0.05
くるみ	0.05	0.05
その他のナッツ類	0.05	0.05
茶	0.1	0.1
コーヒー豆	● 0.02	0.1
ホップ	●	0.1
牛の筋肉	○ 0.05	0.01
豚の筋肉	○ 0.05	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.05	0.01
牛の脂肪	○ 0.05	0.01
豚の脂肪	○ 0.05	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.01
牛の肝臓	○ 0.5	0.01
豚の肝臓	○ 0.5	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.5	0.01
牛の腎臓	○ 0.5	0.01
豚の腎臓	○ 0.5	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.5	0.01
牛の食用部分	○ 0.5	0.01
豚の食用部分	○ 0.5	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.5	0.01
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.04	0.01
その他の家きんの筋肉	○ 0.04	0.01
鶏の脂肪	○ 0.04	0.01
その他の家きんの脂肪	○ 0.04	0.01
鶏の肝臓	○ 0.04	0.01
その他の家きんの肝臓	○ 0.04	0.01
鶏の腎臓	○ 0.04	0.01
その他の家きんの腎臓	○ 0.04	0.01
鶏の食用部分	○ 0.04	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.04	0.01

プロピコナゾール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の卵	○ 0.04	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.04	0.01

脚注

※○：平成30年7月3日適用（規制緩和の品目）

●：平成31年1月3日適用（規制強化の品目）

- ・ 残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。ただし、ジョサマイシン及びスペクチノマイシンについては、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、当該物質を含有するものであってはならない。
- ・ 今回残留基準値を設定するアミノシクロピラクロールとはアミノシクロピラクロールのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ 今回残留基準値を設定するエトフェンプロックスとはエトフェンプロックスのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ 「干しぶどう」に設定されているエトフェンプロックスの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除としている。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・ 今回残留基準値を設定するキャプタンとはキャプタンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ その他のスパイスに設定されているキャプタンの残留基準値については、これらの基準を統合して「その他のスパイス(根又は根茎に限る。)」として残留基準値を設定する。
- ・ 今回残留基準値を設定するジョサマイシンとはジョサマイシンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ 今回残留基準値を設定するスペクチノマイシンとはスペクチノマイシンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

- 羊の筋肉及びその他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の筋肉に設定されているスペクチノマイシンの残留基準値については、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉」として残留基準値を設定する。
- 羊の脂肪及びその他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の脂肪に設定されているスペクチノマイシンの残留基準値については、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪」として残留基準値を設定する。
- 羊の肝臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の肝臓に設定されているスペクチノマイシンの残留基準値については、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓」として残留基準値を設定する。
- 羊の腎臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の腎臓に設定されているスペクチノマイシンの残留基準値については、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓」として残留基準値を設定する。
- 今回残留基準値を設定するフェンブコナゾールとはフェンブコナゾールのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- 今回残留基準値を設定するプレドニゾロンとはプレドニゾロンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- 今回残留基準値を設定するプロピコナゾールとはプロピコナゾールのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。